

【イギリス】 対テロリズム法案

* 2008年1月24日下院に提出された対テロリズム法案(Counter-Terrorism Bill)は、成立すればイギリスの総合的テロリズム対策法としては5番目となる法案である。これらの一連の法律は、提出される度に様々な人権上の観点からの論争を生んできたが、今回の法案も例外ではなく、テロ容疑者の勾留期間延長、検視官の審問の密室化、管理命令対象者からのDNA採取等の論争の火種を含んでいる。

I 背景

イギリスの総合的テロ対策法は、「2000年テロリズム法」を中核とし、「2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法」、「2005年テロリズム防止法」及び「2006年テロリズム法」によって補足されてきた。2001年以降の法律は、すべて政治的必要性から急ぎ足で制定されたという共通の特徴がある。2001年法は9・11米国同時多発テロ事件をふまえ、2005年法は2001年法の重要規定が国内最終審で「1998年人権法」違反と判定されたことをふまえ、2006年法は前年の7・7ロンドン同時多発テロ事件をふまえている。

今回の対テロリズム法案提出の背景には、これまでのような緊急の事件性は存在しない。2006年法で28日までしか実現できなかったテロリスト容疑者の勾留期間の延長、傍受情報のテロ訴追における活用等の懸案を包括的に処理しようとしたものと考えられる。

II 2008年法案の概要

2008年法案は、8部92条附則1から構成されている。特に重要と思われる規定は、次のとおりである。

第1部 情報を収集し、共有する権限の強化

管理命令の対象者から、指紋及びDNA情報の採取を行なう権限を警察官に与える。管理命令とは、2005年テロリズム防止法に基づき導入された制度であり、諜報機関等によってテロリストとして認定されたが、訴追又は国外退去等の措置をとることが難しい人物に対して適用されるもので、実質的な自宅軟禁を含めた様々な制約を課することができる。DNA情報の採取は、身体の露出していない部分(髪の毛等)に限定されるが、当事者の同意は必要とされない。従来、こういった強制採取は、記録可能な犯罪(主に拘禁刑が適用可能な犯罪)で逮捕された者であれば、訴追の有無に関係なく可能であった。しかし、逮捕すらされておらず、当事者が関与できない手続きで命令対象となった者から、こうしたデータを収集することは刑事手続きを歪めるものなどの指摘を受けている。

また指紋及びDNA情報の扱いに関する規定も改正され、国家安全保障、犯罪防止及

び探知等のためであれば、上記を含めた当該のデータを保持し続け、諜報機関が所有するデータベースと照合することも可能となる。

第2部 テロリスト容疑者の勾留と尋問

主務大臣（内相）は、検察局長及び警察本部長からの申立てに基づき、「やむを得ない捜査上の必要性」があると認めるとき、命令によって60日間有効な特別権限(reserve power)を発動することができる。検察局長は、その特別権限に基づいて訴追前の勾留期間を42日まで延長する申請を上位の裁判官に行うことができる。勾留期間延長が認められた場合、主務大臣は可能な限り速やかに議会に特別権限発動の承認を要請しなければならない。命令を発してから30日以内の期間に議会各院の決議で承認されなければ、当該期間で命令は失効し、否決されればその日の内に失効する。

この規定は、人権及びイスラム教徒コミュニティへの配慮から、議会内外からの反発が強い。反対派は、特別権限発動の申立てが28日の勾留期間ギリギリで行われた場合、たとえ議会が命令を承認しなかった場合でも容疑者が42日間勾留される可能性が残っているとして、制度上の不備を指摘している。

また従来、法律上では禁止されていなかったが警察の実務規定上できなかった、訴追後の尋問を、テロリスト容疑者に限って行なうことを可能としている。

第4部 通知の要件

テロリズムに関係した犯罪で拘禁刑1年以上の判決を受けた者に対し、警察に個人情報をお届けして、1年ごとにそれを更新する義務を課する。通知義務の期間は、5年未満の拘禁刑を受けた者であれば10年、5年以上の場合は無期限である。この制度は、性犯罪者に適用されるものと類似している。

また主務大臣は通知義務を課せられた者に対して、海外渡航制限命令を出すことができる。海外渡航を完全に禁止された場合は、旅券が没収される。

第5部 資産凍結手続

テロリストの疑いのある者の資産を凍結する国連安保理決議を実施する。資産凍結手続においては、当事者の参加を除外し、法務長官が任命した特別代弁人に代理させることが可能であり、裁判手続きでは、従来禁止されていた傍受情報の証拠としての使用が認められる。

第6部 検視と調査

主務大臣に、国家安全保障の目的のためであれば、検視官の審問を陪審員抜きで行なわせる権限を与え、従来禁止されていた裁判手続きにおける傍受情報の証拠使用が認められる。警察その他国家機関によって起こされた死亡事故のような、問題性のある審問に関しては、従来は陪審員を同席させなければならなかったが、これが改正されることとなる。政府は、非公開審問は傍受情報に関わるものに限定されるとしているが、都合の悪い事件を隠蔽するものであるとの懸念も出されている。

(岡久 慶・海外立法情報課)